

京都府公立大学法人授業料等に関する規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人が設置する大学(以下「大学」という。)における授業料等に関し必要な事項を定める。

(入学考査料、入学料及び授業料)

第2条 大学に入学しようとする者(特別研究学生、研究生及び特別聴講学生を除く。)にあつては入学考査料を、大学の入学の許可を受けた者(特別研究学生、研究生及び特別聴講学生を除く。)にあつては入学料を、大学に入学した者にあつては授業料を納付しなければならない。

- 2 前項の入学考査料、入学料及び授業料の額は、次のとおりとする。ただし、入学前1箇年以來引き続き府の区域内に住所を有する者の納付すべき大学の入学料は、京都府立医科大学医学部医学科に入学する場合(科目等履修生となる場合を除く。)にあつては282,000円、京都府立医科大学医学部看護学科及び京都府立大学に入学する場合(科目等履修生となる場合を除く。)にあつては169,200円とする。

区 分	入学考査料	入 学 料	授 業 料
学 部 学 生	17,000円	282,000円 (ただし、京都府立医科大学医学部医学科にあつては493,000円)	年額535,800円
大 学 院 学 生	30,000円	282,000円	年額535,800円
特 別 研 究 学 生	—	—	月額 29,700円
研 究 生	—	—	年額356,400円
特 別 聴 講 学 生	—	—	1単位につき14,800円
科目等履修生	9,800円	28,200円	1単位につき14,800円

(長期履修学生に係る授業料の特例)

第2条の2 大学院学生のうち、京都府立医科大学大学院修士課程2年、博士課程4年及び京都府立大学大学院博士前期課程2年、博士後期課程3年とする標準の修業年限(以下「標準修業年限」という。)を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して課程を修了することを認められた者(以下「長期履修学生」という。)の授業料の年額は、長期履修を認められた期間(以下「長期履修期間」という。)に限り、前条第2項の規定にかかわらず、授業料の欄に定める大学院学生の授業料の年額に標準修業年限を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額とする。

- 2 長期履修学生が長期履修期間の短縮を認められた場合の授業料の年額は、当該短縮後の期間に応じて前項の規定により算出した額とする。

(授業料の納付期限等)

第3条 授業料は、次の表に掲げる2期の区分により、各期納付期限までに、研究生の授業料については年額の2分の1の額を研究開始の日から、残りの額を研究開始の日から6月を経過した後の最初の月の初日から、特別聴講学生及び科目等履修生の授業料については授業開始の日からそれぞれ15日以内に納付しなければならない。ただし、納付期限後に入学又は復学した者にあつては、入学又は復学の際当該期分を納付しなければならない。

区 分	前 期	後 期
納 付 額	267,900円	267,900円
納 付 期 限	4月末日 (新入生は5月末日)	10月末日

- 2 前条第1項及び第2項により定めた授業料は、年額の2分の1の額を前項に規定する区分の各期納付期限までに納付しなければならない。ただし、前条第2項の規定により授業料の年額に変更があった場合において、長期履修期間の短縮が認められた長期履修生が在学した期間に当該変更後の授業料の年額を適用して算出した授業料の総額から当該者が在学した期間に納付すべき変更前の授業料の総額を控除した額は、長期履修期間の短縮が認められた年度の理事長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。
- 3 特別研究学生の授業料については、6月分(6月に満たない期間が生じるときは、当該期間分)に相当する額を当該期間の最初の月の初日から15日以内に納付しなければならない。
- 4 前3項の規定によりがたい者の授業料の納付期限等については、理事長が別に定める。

(授業料の分割納付、徴収猶予及び減免)

第4条 理事長は、学資困難その他特別の事情があると認めた者に対し、大学の授業料について、分割して納付させ、若しくは徴収を猶予し、又は減免することができる。

- 2 休学が学期の全期間にわたるときは、次の表に掲げる当該学期分の授業料又は第2条の2第1項及び第2項により定めた授業料の年額に対応する各学期分の授業料は免除する。

区 分	区 分	前 期		後 期
京都府立大学	学 部	267,900円		267,900円
	大学院	267,900円		267,900円
京都府立医科大学	学部(看護学科)	267,900円		267,900円
	大学院(保健看護学研究科)	267,900円		267,900円
京都府立医科大学	区 分	1 学期	2 学期	3 学期
	学部(医学科)	178,600円	178,600円	178,600円
	大学院(医学研究科)	178,600円	178,600円	178,600円

(授業料の還付)

第5条 退学、修了、除籍、転学又は休学した者に係る既納の授業料は、還付しない。ただし、次の各項のいずれかに該当する者に限り、その全部又は一部を還付することができる。

- 1 所定の手続をし、学期の全期間にわたって欠席したとき。
- 2 減免の決定を受けたとき。
- 3 理事長が特別の理由があると認めたとき。

(入学考査料の納付期限、徴収猶予、減免及び還付)

第6条 入学考査料は、入学願書を提出するときまでに納付しなければならない。

- 2 理事長は、別に定める大規模な災害で被害を受けた者に対し、大学の入学考査料について、徴収を猶予し、又は減免することができる。
- 3 既納の入学考査料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に限り、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 大学の学部における学力検査等において、次に該当する場合、既納額のうち13,000円を還付する。
 - ア 出願書類等による第1段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他による第2段階目の選抜を行う場合において、当該第1段階目の選抜により不合格となった者
 - イ 出願の受付後に、大学入試センター試験(独立行政法人大学入試センター法(平成11年法律第166号)第3条の試験をいう。)において、大学が指定した科目を受験していないことが明らかになった者
 - (2) 減免の決定を受けたとき。
 - (3) 理事長が特別の理由があると認めたとき。

(入学料の納付期限、徴収猶予、減免及び還付)

第7条 入学料は、入学の許可を受けるときに納付しなければならない。

- 2 理事長は、学資困難その他特別の事情があると認めた者に対し、大学の入学料について、徴収を猶予し、又は減免することができる。
- 3 既納の入学料は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入学考査料、入学料、授業料を徴収しない者)

- 第8条** 大学推薦による国費外国人留学生及び国際交流協定に基づいて受け入れる外国人留学生（双方の大学でそれぞれの学位を授与するプログラム又は理事長が特に認める交換留学プログラムを設けてこれらを適用する者に限る。）の入学考査料、入学料及び授業料については、第2条、第2条の2、第3条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、徴収しないこととする。
- 2 理事長が指定する大学院の学生である特別研究学生及び大学の学生である特別聴講生の授業料については、第2条及び第3条の規定にかかわらず、徴収しないこととする。
 - 3 京都工芸繊維大学から京都府立大学の各学部編入する者に係る入学考査料及び入学料については、第2条、第6条及び第7条の規定にかかわらず、徴収しないこととする。

(学位審査申請手数料)

- 第9条** 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第2項の規定による博士の学位審査を申請する場合、学位授与申請書を提出するときに、学位審査申請手数料として、京都府立医科大学にあっては1件につき80,000円を、京都府立大学にあっては1件につき50,000円を納付しなければならない。
- 2 京都府立医科大学又は京都府立大学の大学院博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者で、その退学の日から1年以内に当該退学した大学に対して博士の学位の授与を申請したものについては、手数料の全額を免除する。

(委任)

- 第10条** この規程に定めるもののほか、授業料等の取扱に必要な事項は、別に理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成11年度以前に大学に入学した者に係る授業料については、別途理事長が定める。

附 則（規程第24-1号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第8条第3項の規定は、平成22年4月1日以降に実施した編入学試験により、京都府立大学の入学の許可を受けた者について適用する。

附 則（規程第24-2号）

(施行期日)

この規程は、平成23年5月19日から施行する。

附 則（規程第24-3号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成25年度以前に京都府立医科大学医学部（医学科）及び大学院（医学研究科）に入学した者に係る授業料については、この規程による改正後の京都府公立大学法人授業料等に関する規程第3条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（規程第24-4号）

（施行期日）

この規程は、平成26年5月2日から施行する。

附 則（規程第24-5号）

（施行期日）

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（規程第24-6号）

（施行期日）

この規程は、平成30年2月1日から施行する。